

都道府県・政令市における太陽光発電事業に係る対応状況

1 全国の太陽光発電事業に対するアセス対応状況

太陽光発電をアセスの対象としている都道府県・政令市38
 // 対象としていない都道府県・政令市27

2 敷地面積で規模要件を算定する自治体（15自治体）の平均

第1種事業：44ha以上（都道府県49ha以上、政令市25ha以上）
 第2種事業：23ha以上（都道府県33ha以上、政令市5ha以上）



厳しい基準を設定している政令市もあるが、都道府県は、本県の条例対象となっている標準的な面的開発事業の規模要件（第1種50ha、第2種30ha）と同等。

【参考 都道府県・政令市アンケート結果（平成27年5月実施）】

1. 土地の改変の有無を問わず、敷地の面積で規模要件を算定するもの

区分	自治体名	対象事業名	規模要件	
			第1種事業	第2種事業
事業の目的を問わない	山梨県	宅地の造成の事業	30ha以上	15ha以上
	岐阜県	土地開発事業	20ha以上	
	三重県	宅地その他の用地の造成事業	20ha以上	
	大阪府	都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為その他の土地の形状の変更の事業	50ha以上	
工場事業場	青森県	工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業	50ha以上	なし
	宮城県	工場・事業場用地造成事業	75ha以上	
	福島県	工場又は事業場の用地の造成の事業	75ha以上	50ha以上
	埼玉県	工場の設置及びその施設の変更	20ha以上	
	富山県	工場又は事業場の設置又は変更の事業	75ha以上	
	愛知県	工業団地の造成の事業	75ha以上	
	和歌山県	工業団地の造成事業	75ha以上	
	香川県	工場又は事業場の新設、増設又は変更の事業	20ha以上	
都道府県平均（第1種：12、第2種：2）			49ha以上	33ha以上
発電所の建設	さいたま市	電気工作物の建設	5ha以上	
	神戸市	発電所の建設	20ha以上	5ha以上
事業の目的を問わない	札幌市	建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	50ha以上	なし
政令市平均（第1種：3、第2種：1）			25ha以上	5ha以上
都道府県・政令市平均（第1種：15、第2種：3）			44ha以上	23ha以上

2. 実際に土地の形質変更が行われる面積で算定するもの

区分	自治体名	対象事業名	第1種事業	第2種事業
事業の 目的を 問わない	北海道	工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	なし	50ha以上
	茨城県	宅地開発事業	75ha以上	
	神奈川県	宅地の造成	20ha以上	
	滋賀県	住宅及びその他の宅地の用に供するための土地の造成の事業	20ha以上	
	鳥取県	工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業	75ha以上	
	佐賀県	宅地その他の用地の造成の事業	35ha以上	
	長崎県	土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業	30ha以上	
	大分県	一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業	75ha以上	
	熊本県	工作物の用に供する一団の土地の造成事業	50ha以上	
	鹿児島県	土地の改変の事業	40ha以上	
工場事 業場	秋田県	工場又は事業場の用地の造成の事業	75ha以上	
	石川県	工場及び事業場の建設の用に供する目的のために行う一団の土地の造成の事業	50ha以上	なし
	福井県	工場用地の造成の事業	50ha以上	40ha以上
	静岡県	工業団地の造成	50ha以上	なし
都道府県平均（第1種：13、第2種：2）			50ha以上	45ha以上
太陽光 発電所	福岡市	発電所の設置又は変更の事業	20ha以上	
事業の 目的を 問わない	千葉市	宅地開発事業	50ha以上	
	相模原市	その他の造成	20ha以上	
	名古屋市	開発行為に係る事業	10ha以上	
	京都市	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業	16ha以上 (4ha以上)	
	大阪市	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に係る事業	50ha以上	
	吹田市	開発行為	5ha以上	
	北九州市	土地の造成事業	50ha以上	
工場事 業場	広島市	工場又は事業場の新設又は増設の事業	10ha以上	
政令市平均（第1種：9）			27ha以上	
都道府県・政令市平均（第1種：22、第2種：2）			41ha以上	45ha以上